



UNIVERSITY  
OF  
THE RYUKYUS

# 公的研究費の公正な執行

令和6年1月30日

昆 健志（研究企画室 特命教授/公的研究費不正防止推進室）

# 公的研究費



大学の研究費は  
国費（税金）や寄付金等の  
公的資金により賄われている



研究費使用ルールがある

## 研究費使用ルールの目的

**研究者を束縛するためではない**



国民および寄付者の大学教育研究に対する  
信頼に応えること（裏切らない）



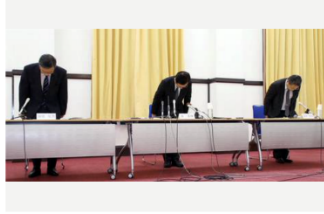
教職員・学生が安心して教育研究等を  
おこなえる環境をつくること（守る）



## 京大、研究費9億円を返還 霊長類研の不正経理問題で

2020/11/9 18:24

産経WEST | できごと



京都大霊長類研究所での不正支出について、謝罪する京都大の関係者ら＝令和2年6月26日午後、京都市左京区

京都大霊長類研究所（愛知県犬山市）のチンパンジー飼育施設の整備工事をめぐり、公的研究費など約5億円が不正支出された問題で、研究費の一部を支給した独立行政法人「日本学術振興会」が京大に対して加算金を含めた約9億円の返還を求め、京大が全額返還していたことが9日、文部科学省への取材で分かった。京大は9月に返還していたが、公表はしていなかった。

約9億円の返還請求は、研究費の管理・監査体制の強化を目指す文科省のガイドラインの運用が始まった平成26年度以降、最高額になるという。

問題をめぐっては、京大が6月に学内調査の報告書を公表。元所長の松沢哲郎・特別教授（70）ら4人による架空取引や入札妨害などがあったとして、34件（計約5億670万円）の不正支出を認定した。

文科省によると、日本学術振興会は京大に対し、約8億9633万円の返還を請求した。同振興会が支給した補助金計約4億7121万円に約4億円の加算金を計上した。研究費不正が発覚した場合、研究費の配分機関は大学などに対し、研究費の支給から返還までの期間の利息などを加算金に計上し返還を求めることができ、事実上の制裁となる。

文科省も、報告書で不正支出が認定された別の補助金や交付金について返還請求額を算出しており、京大が支払う総額はさらに膨らむとみられる。

- 研究機関名 京都大学
- 不正が行われた年度 平成23～26年度
- 不正支出の総額 約5億670万円
- 不正の種別 過大な支出、架空取引、目的外使用、入札妨害
- 不正に関与した研究者数 4人

- **契約手続**：仕様について具体的な内容や範囲が明確に残されておらず、架空発注が可能な状況であった（架空の支払、2重払いなど）。
- **納品検査**：大型ケージの納品検査に関して検査を実施した者の認識が十分ではなかった。

懲戒処分（令和2年11月24日付）

懲戒解雇（2名）、停職2月（1名）、停職1月（1名）、戒告（2名）

## 研究費の使い方

**研究費は公のお金で  
個人のお金ではありません**

無駄遣いはしない



私的に使わない



ルールを守りましょう



## 研究費の使い方（学生のみなさん）

**重要！**

研究費による物品の購入は  
指導教員の指示を受けてから

勝手に注文するのはダメです



## 教職員などの研究者での不正例



### カラ発注

架空請求により不正に支出させた経費を業者に預け金として管理させること

### カラ出張

出張を取り止めたのに、偽りの出張報告書を作成し、不正に旅費を受領



### カラ謝金 ・雇用

実体を伴わない給与、または謝金の請求



懲戒処分、研究機関や文科省HP等での公表、返還（加算金）、申請及び参加資格の制限、信用の失墜

### 3-2 不正使用の種別

不正使用	具体的事例	不正使用	具体的事例
預け金	<ul style="list-style-type: none"> <li>・納入業者と結託し、架空の発注を行い、支払われた経費を業者に管理させ、他の物品等の納品、支払いに充てる。</li> <li>・業者による納品物の持ち帰り等により検収をすり抜けて、その資金を預け金とする。</li> </ul>	カラ謝金（給与）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・実態として研究補助者を雇用していないにも関わらず、謝金や給与を支出し、研究補助者から当該謝金や給与を返還させる。</li> <li>・研究補助者に実態より多い労働時間を出勤簿に記入させ、それと実態の差額を研究補助者から返還させる。</li> </ul>
プール金	<ul style="list-style-type: none"> <li>・架空の備品等の発注を行い、支払われた研究資金を納入業者から研究者に還元させ、そのお金を研究室、個人などで管理し、他の目的に流用する。</li> <li>・カラ出張やカラ謝金（給与）により捻出する。</li> </ul>	目的外使用	<ul style="list-style-type: none"> <li>・研究目的に関係がない物品等を購入し、目的外に使用する。研究目的に沿っているが研究に使用せず、私的に使用する場合も含まれる。</li> </ul>
カラ出張	<ul style="list-style-type: none"> <li>・出張がない、出張をキャンセルしたにもかかわらず、出張申告、報告書を提出して旅費を受領する。</li> <li>・日程が短くなったが、変更手続きをせず、当初計画どおりとして、報告書を提出して旅費の差額を受領する。</li> <li>・事務手続きの窓口が異なる複数の予算で、同じ日程の出張手続きを行い、重複受給を行う。</li> <li>・正規の航空料金で購入して、その請求書で手続きを行い、一方で、航空券をキャンセルし、格安な航空券を購入して、差額を受給する。</li> </ul>	換金	<ul style="list-style-type: none"> <li>・換金性の高い電子機器等を購入し、売却して現金化する。</li> <li>・物品確認の際、他の物品等で代用して発覚を逃れる。</li> </ul>
		書類の書換え（差換え、品替え、品転）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・業者に虚偽の請求書等を作成させることにより、所属機関から研究費を支出させ、実際には契約した物品とは異なる物品に差し替えて納入させる。または、虚偽の検収を行って、支払いさせる。</li> <li>・正規な書類の内容を偽造する。</li> </ul>
		期ずれ	<ul style="list-style-type: none"> <li>・納品日を故意に偽った納品書を業者に作成させ、研究費から支払い手続きを行う（昨年度に発注、納品させていたが、今年度に手続きしたことにする。来年度に手続きをするとして、今年度に納品だけさせる、等）。</li> </ul>



# 使用不正の例-1

## カラ発注

### 国立Cセンター（平成18年度）

### 検収体制の不備

**概要：**当該研究者は、平成17年4月から平成18年10月まで海外の大学で研究に従事しており、同年11月にS大学への就職が内定したことから、当初予定より特別研究員の採用期間が短縮することになり、当該年度において交付を受けていた科学研究費補助金（特別研究員奨励費）を期限内に執行できないため、カラ発注による預け金を行った。

**措置：**当該研究者は、日本学術振興会特別研究員として受け入れていたため国立Cセンター職員就業規則及び職員懲戒規程が適用されず処分不能とした。



## 使用不正の例-2

### カラ出張

#### S大学（平成24年度から29年度）

**概要：**当該教員は、出張の必要がない旅費申請や出張の必要がある場合も、宿泊数を水増しした事実と異なる旅費申請を行い、申請どおりに実施した旨の虚偽の旅行完了報告を提出し、不正に旅費を取得していた。なお、旅費申請を行う際に添付する資料として、学会等の開催通知が添付されていた場合でも、**存在しない研究会の開催要項やその研究会で使用したとするプレゼン資料を偽造する形で不正に経費を取得していた事案もあった。**

**措置：**当該教員を本学就業規則に基づき、平成30年12月19日付で「停職2月」の懲戒処分を行った。交付中又は委託契約中の公的研究費の取扱い調査期間中は保全措置及び研究費の執行停止を行った。認定後は研究費の使用中止を命じた。



## 使用不正の例-3

### カラ出張

### 学生が巻き込まれる不正の実例



### T大学（平成9年度から11年度）

**概要：**実際にはしていない調査を実施したかのように装う、カラ出張が行われていた。カラ出張を申請する際には研究室が「旅行命令伺」などの申請書式見本を大学院生らに示し、その内容どおりに記入して提出するように指示。カラ出張により生じた金銭は研究室の経費に充当していた。出張旅費約900万円のうち、約50万円がカラ出張とみられている。

**措置：**平成18年に返還および5年間の科学研究費補助金の応募資格停止措置。また、大学側の対応としては懲戒処分（退職勧告つき停職1年）を行った。



## 使用不正の例-4

### カラ雇用

#### 学生が巻き込まれる不正の実例



### W大学（平成11年度から15年度）

**概要：**勤務実態がない学生を雇用したかのように見せかけて、アルバイト代として学生の口座に振り込まれた研究費を、学生から研究室代表名義の口座に入れさせた。

**事件発覚：**内部からの情報提供に基づく、資金元による調査で発覚。その研究費は学会参加費、研究室の運営費に使用されたほか、私的にも流用された。

**措置：**平成18年に返還および5年間の科学研究費補助金の応募資格停止措置。また、大学側の対応としては懲戒処分（退職勧告つき停職1年）を行った。



### 合算使用の制限のルールに違反した使用

#### K大学（平成22～23年度）

**概要：**助教が代表者の科研費を、（元）教授がK大学に講座の長として着任後、科研費を取得できなかった人も研究できるように科研費を講座で一括管理して使用すると一方的に決定し、助教が獲得した科研費が共通物品の購入に充てられた。

**事件発覚：**助教による訴状の提出。

**措置：**（元）教授はK大学に在籍しておらず、K大学による処分は出来なかった。助教は不正使用に対する故意、重過失のみならず、善管注意義務違反もないと判断された。

# 不正使用防止の取り組み

## 【通報窓口】

国立大学法人 琉球大学総務部総務課  
〒903-0213 沖縄県中頭郡西原町字千原1番地  
TEL: (098)895-8176  
FAX: (098)895-8013  
e-mail: [sosmninh@acs.u-ryukyu.ac.jp](mailto:sosmninh@acs.u-ryukyu.ac.jp)



\* 電話による受付時間は、平日の9時00分～17時00分です。

- 1) 不正通報等を受け付ける際には、通報者の氏名・連絡先、不正行為を行ったとする研究者・グループ、不正行為の態様、行為とする根拠等について確認させていただくとともに、調査にあたって通報者に協力を求める場合があります。
- 2) 調査の結果、悪意に基づく虚偽の通報等であった場合には、当該通報した者の氏名を公表するなどの措置を講ずることがあります。

# 不正使用防止の取り組み

さらに詳細を知りたい・・・

「公的研究費使用ハンドブック」



研究推進課のホームページからダウンロードできます。

琉球大学 総合企画戦略部 研究推進課

- > 研究活動上の不正行為防止・公的研究費の不正使用防止
- > 公的研究費使用ハンドブック

<https://gspd.skr.u-ryukyu.ac.jp/gakusaibu/kenkyu/wp-content/uploads/2023/11/02.handbook2023第10訂.pdf>



正しく研究費を使って  
充実した学生生活や研究生活を  
送りたい

